

社会福祉法人伊那市社会福祉協議会
イベント機材貸出し要綱

(目的)

第1条 この内規は、地区・地域社協が行う地域福祉活動やボランティア・住民活動の拡大と継続を支援するため、社会福祉法人伊那市社会福祉協議会（以下、本会という）の所有するイベント機材の貸出しについて必要な事項を定める。

(利用者)

第2条 機材を借りることができる者は、前条の目的に沿った事業に使用する下記の団体とする。

- (1) 地区・地域社会福祉協議会
 - (2) ボランティア団体（ただし、伊那市ボランティアセンターに登録している団体に限る）
- 2 前項のほか、国・県・市等の公共団体等で会長が特に必要と認めたとき

(貸出し日)

第3条 機材の貸出しは、本会が行う業務に差し支えが無い日とする。

(貸出し行事)

第4条 機材の貸出しは第2条における団体が、主催もしくは共催して行うものに限る。

(貸出しの制限)

第5条 機材の貸出しについて、次のいずれかに該当すると認められるときは、その使用を許可しないものとする。

- (1) 目的外に使用するとき。
- (2) 専ら営利を目的とした行事に使用するとき。
- (3) 政治的、宗教的行事またはこれらに類する行事に使用するとき。
- (4) 前号に掲げるもののほか、会長が適当でないと認めるとき。

(申込)

第6条 申込は、利用団体代表者又はその代理人が1週間前までに利用申込書をもって本会事務局へ申し込むものとする。

- 2 申込受付は貸出し日の3ヶ月前の日より行うこととする。
- 3 申込時に貸出し申請書と行事に関する広報チラシ等を提出する。

(利用料等)

第7条 利用料は無料とする。

- 2 利用時にはマニュアルに従って適切に使用する。
- 3 機材を使用して営業を行ってはならない。
- 4 機材は貸出し行事以外に使用してはならない。
- 5 お盆等で利用申込が混み合う時期は抽選とする。
- 6 お盆等の機材利用の抽選日は貸出し日の2ヶ月前とする。

(返却)

第8条 利用者は返却時にマニュアルに従い機材の清掃を行う。

- 2 使用後は速やかに返却し、返却時に職員のチェックを受ける。
- 3 清掃が不十分な場合は、再度清掃を利用者に行っていただく。
- 4 再清掃等の指示に従って頂けない団体については、以降の貸出しを行わないものとする。

(補償)

第9条 不適切な利用により機材を破損または紛失した場合は、利用者に損害賠償を請求する場合がある。

(事故の免責)

第10条 貸出を受けたイベント機材の使用中に発生したいかなる事故及び傷病に対する責任は伊那市社会福祉協議会は負わないものとする。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、イベント機材貸出しに係る必要な事項は伊那市社会福祉協議会会長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。
この要綱は、平成25年8月1日から施行する。